



マレーシア新贈収賄規制 ～企業責任の導入と「適正手続」を踏まえて 後編～

執筆者: 眞榮城 大介、吉本 智郎

マレーシアにおける贈収賄規制については、近年、企業の関係者が贈賄行為を行った場合に当該企業を処罰する企業責任を導入する改正が可決され、企業責任を免れるための適正手続に関するガイドラインが発表されるなど、重要な変更が続いています。企業責任制度の導入日としては2020年6月1日が予定されているところ、マレーシアにおいて事業を営む企業は、同施行日に向けて一定の社内体制を整備する必要があり、新ルールに基づく影響は軽視できません。

[前号\(2019年11月20日号\)](#)では、マレーシアにおける現行贈収賄規制の基礎、新企業責任制度の内容について概説したところ、今号では、適正手続に関するガイドラインを紹介致します。

III. 適正手続ガイドライン

2018年12月10日に首相府(Prime Minister's Department)によって公表された適正手続に関するガイドライン(Guidelines on Adequate Procedures。以下「適正手続ガイドライン」といいます。)は、T.R.U.S.T.との頭文字で表される以下の5つの原則を提示しています。

1. 原則 I: Top Level Commitment (経営陣によるコミットメント)

経営陣(top management)において、営利団体が、高度な廉潔性と倫理観を備え、反贈収賄に関する法規制を遵守し、主な汚職リスクを有効に管理するように責任を持つことを求める原則です。

同原則では、経営陣には、自ら、社員に率先して倫理的な姿勢を示し、汚職リスク管理体制や内部統制システム等の改善に向けた組織的取り組みの陣頭指揮を執るなどの対応が期待されています。また、同原則のため、組織として、以下の対応を取るべきものとされています。

- (i) 汚職リスクに適切に対応するための明確なポリシーを定めた反汚職プログラムを策定、維持し、定期的に見直しを行うこと
- (ii) 組織内における廉潔性(integrity)の文化を醸成すること
- (iii) 内外の関係者に対し、反汚職に関する組織のポリシー及びコミットメントを明らかにし、伝達するように指示すること
- (iv) 汚職が疑われる事案又は反汚職プログラムの不備につき、内部通報制度を活用するように推奨すること
- (v) 汚職関係の問題を担当し、反汚職プログラムに関して従業員及び関係者に対して助言や指導を行う適任者(外部者も可)を選定し、適切な人員を配置すること
- (vi) 反汚職プログラムを管理する社員に関する権限システムを適切に配備すること

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- (vii) リスクアセスメント、リスク管理方法及びその実践に対する監査、見直しの結果が取締役会を含む経営陣に対して報告され、それに従った対応がなされるようにすること

2. 原則 II: Risk Assessment (リスクアセスメント)

汚職のリスクアセスメントは、組織の汚職防止活動の基礎をなすものであり、営利団体は、定期的、又は法令や環境の変化があった時に、汚職のリスクアセスメントを行い、内外の汚職リスクを特定、分析、評価し、優先順位を決定すべきとする原則です。当該目的を達成するため、適時のリスクアセスメントに加え、3年に一度、包括的なリスクアセスメントを実施することが推奨され、また、アセスメントの対象としては以下のような項目が挙げられています。

- (i) 組織のガバナンス体制及び内部統制の脆弱さから生じる汚職及び不正の機会がないか
- (ii) 不正な支払を糊塗する金融取引がないか
- (iii) 汚職リスクの高い国や産業における事業活動がないか
- (iv) 営利団体を代理する外部業者による反汚職に関する法令の違反がないか(なお、17A条における「関係者(person associated with the commercial organization)」の定義は上述の通り広範であり、営利団体は、外部業者による行為についても責任を問われる可能性がある点に留意が必要である)
- (v) 営利団体を汚職リスクに晒す可能性のある、サプライチェーンにおける取引先(エージェント、ベンダー、コントラクター及びサプライヤーなど)との関係がないか

3. 原則 III: Undertake Control Measures (管理手法)

営利団体は、組織のガバナンス体制の脆弱性から発生する汚職リスクに対応すべく、組織の規模や性質からして適切な水準の汚職管理・対応手法を導入すべきであるとする原則です。その方法として、以下のデュー・ディリジェンスと内部通報制度が挙げられています。

(1) デュー・ディリジェンス

営利団体は、取引関係に入ろうとする第三者(取締役、従業員、エージェント、ベンダー、コントラクター、サプライヤー、コンサルタント等)に対しては適切なデュー・ディリジェンスを実施すべく、その確認事項や要求事項を確立すべきであるとされています。デュー・ディリジェンスの方法として、バックグラウンドチェック、書類審査、インタビューが挙げられています。

(2) 内部通報制度

営利団体は、以下のように内部通報制度を導入すべきとされています。

- (i) 守秘性を前提とした内部通報制度を導入し、内外の関係者が、匿名で、汚職が疑われる事案又は反汚職プログラムの不備を通報できるようにする。なお、小規模な会社においては、内部通報用の専用メールアドレスを準備することでも足る。
- (ii) 汚職が疑われる事案又は反汚職プログラムの不備につき、(真摯に)通報を行うように推奨する。
- (iii) 通報者の人定及び通報内容が厳に秘密として守られるような情報保護管理システムを導入する。
- (iv) 真摯に通報を行った者に対する報復を禁止する。

(3) ポリシー及び手続

また、汚職管理手続の一環として、営利団体は、以下の分野をカバーするポリシー及び手続を導入すべきであるとされています。

- (i) 反贈収賄・汚職に関する一般声明
- (ii) 利益相反
- (iii) 贈答品、供応、もてなし、旅行
- (iv) 寄付及びスポンサーシップ(政治献金含む)
- (v) ファシリテーションペイメント
- (vi) 銀行決済の署名権限の分担・複数化など、財務面でのコントロール
- (vii) 決裁権限の分担など、非財務面でのコントロール
- (viii) 反汚職監視体制の維持及び不備発生時の改善
- (ix) 適正手続に関する書類保管

4. 原則 IV: Systematic Review, Monitoring and Enforcement (規則的な検証、モニタリング及び機能維持)

経営陣は、定期的に、反汚職プログラムの有効性及び効果について検証し、プログラムが機能し続けるようにすべきとする原則です。方法として、内部監査、外部者による監査が挙げられており、営利団体は、この目的を達成すべく、以下について検討すべきとされています。

- (i) 検証の対象範囲、頻度、方法に関するモニタリングプログラムを計画、策定、実施し、継続すること
- (ii) 反汚職対策に関して、内部監査を実施するための適任者を選定し、又はコンプライアンス機能を設置すること
- (iii) 汚職に関するポリシー及び手続を継続的に評価し、改善すること
- (iv) 最低 3 年に一度、組織が汚職に関するポリシー及び手続を遵守しながら運営されていることに関する確認を得るべく、資格を有する独立した外部業者(例えば、MS ISO 37001 の監査人)による外部監査導入を検討すること
- (v) 従業員それぞれの職責において、組織のスタンスを理解、遵守させるべく、従業員が、汚職に関するポリシー及び手続を如何に実践しているかにつきモニターすること
- (vi) 反汚職プログラムに違反したことが確認された従業員に対する懲戒処分を実施すること

5. 原則 V: Training and Communication (トレーニング及び伝達)

営利団体は、ポリシー、トレーニング、内部通報制度及び違反に対する制裁といった分野をカバーするトレーニング及び伝達政策を導入し、内外に発信、啓蒙すべきとされています。

営利団体は、反汚職ポリシーにつき外部に公表し、加えて、内部の従業員及び関係者に対しても十分に伝達すべきとされています。伝達にあたっては、重点を置くべきポイント、伝達の対象者、方法及び時期等について検討すべきとされています。反汚職ポリシーの伝達の方法として、以下が挙げられています。

- (i) 営利団体のイントラネット又はウェブサイトにおける伝達
- (ii) Eメール、ニュースレター、掲示板
- (iii) 職務倫理規程(Code of Business Conduct)、就業規則
- (iv) ビデオセミナー、ビデオメッセージ
- (v) 全体集会(タウンホールセッション)

また、営利団体は、従業員や関係者に対し、営利団体の反汚職に関するスタンスに関する十分な理解を求め、適時にトレーニングを実施すべきとされており、その方法として、以下が例示されています。

- (i) 反汚職に関するトピックを盛り込んだ新入社員向け研修プログラム
- (ii) 当該職種に特有の汚職リスクにつき解説する職種別トレーニング
- (iii) 企業研修プログラム、セミナー、ビデオ研修、社内研修
- (iv) インターネットその他のウェブベースのプログラム
- (v) 全体集会(タウンホールセッション)
- (vi) 社員旅行
- (vii) 奉仕活動

IV. 終わりに

上記の 5 原則は、改正後の汚職行為防止法 17A 条(5)が定める「適正手続」そのものではなく、「適正手続」を導入するに際して指針となる枠組みを示すものに止まる点に留意が必要です。適正手続ガイドラインにおいても、同ガイドラインは一律の規範を示すものではなく、営利団体の規模、性質、事業分野、リスク等を踏まえて実践的な形で適用されるべきであるとされています。

マレーシアにおいて事業を行う企業は、改正後の汚職行為防止法に基づく企業責任の内容をよく理解し、同責任が導入される 2020 年 6 月 1 日までに、適正手続ガイドラインを踏まえ、反汚職の体制を整備する必要があります。適正手続ガイドラインから窺い知れる要求水準は相応に高いものであるため、場合により外部専門家などと相談しつつ、自社にとって実務的に無理のない対応方法を探っていく必要があります。

以上



まえしろ だいすけ
眞榮城 大介

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

d_maeshiro@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。アメリカの法律事務所での研修を経てシンガポールオフィス勤務。マレーシアやシンガポールをはじめとする東南アジアにおける M&A 案件、一般企業法務案件に広く携わる。

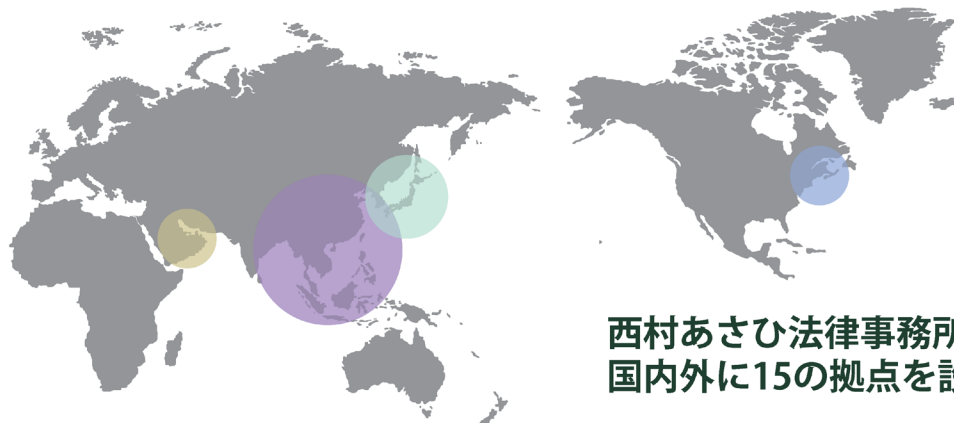


よしもと ともろう
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

t_yoshimoto@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2014年4月よりシンガポール事務所に赴任。2019年シンガポール法資格(FPC)登録。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心とした東南アジア諸国の M&A、紛争、労務案件に多く携わる。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*¹

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*²

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。